

# KinChu



近代中小企業 働く人の意識を改革するために

2024 : No.768



## 特集企画

# 「会社分割」を使った事業承継

中小企業が目指すべき「応援されるブランドの作り方」<sup>New</sup>

人と組織の変革を実現する6手法 / 間違いだらけの新規事業

連載

人材不足に打ち勝つ方法 / 企業におけるジェレントロジーの活用

連載アツカ

営業せずに売上を伸ばす! 展示会 出展術

小冊子 速習 2時間でわかる! マーケティングの基礎

## ▶特集企画

## 「会社分割」を使った事業承継

- 4 〘会社分割、実務で悩む前に  
会社法上の各種手続を学ぶ！  
司法書士・行政書士 司栗事務所／岡本 有平
- 8 「会社分割」の本質を  
事例シミュレーションで解説！  
弁護士法人永総合法律事務所／菅野 正太
- 12 カーブアウトによる組織再編！  
〘会社分割と事業譲渡、の注意点  
株式会社M&A DX／牧田 彰俊
- 16 会社分割の活用で  
大ピンチから事業承継に成功！  
ノーススターパートナーズ株式会社／梶原 浩一

## ▶連載

- 21 第4回  
人材不足に打ち勝つ方法  
株式会社ロードサイド経営研究所／三上 康一
- 26 第1回  
中小企業が目指すべき  
「応援されるブランドの作り方」  
エイドデザイン／渡部 直樹
- 30 第3回  
企業におけるジェロントロジーの活用  
シニアアクセス／上田 博司

## ▶連載

- 34 最終回  
間違いだらけの新規事業  
Alpha Marketing Corporation／新井 一聡
- 38 第5回  
人と組織の変革を実現する6手法  
モチベーションファクター株式会社／山口 博

## ▶ビジネスマンガ

- 42 第8回  
営業せずに売上を伸ばす！  
展示会 出展術  
原 作／日本工業大学 技術経営研究科教授  
弓削 徹  
マンガ／森元 智



## ▶Information

- 50 月間ビジネス書ランキング  
次号予告・奥付

# 〳会社分割、実務で悩む前に 会社法上の各種手続を学ぶ！

本稿では、会社分割で必要となる手続の項目のうち、会社法上の手続を中心とした、特に実務上で重要なものを解説します。主に、非上場の中小企業が行う会社分割を前提に手続の全体像を俯瞰することを主目的としています。状況に応じたすべての手続を詳細かつ網羅的には述べておりません。また、一部に筆者の私見が含まれていることも予めお断りしておきます。

## 事前協議と 承継対象権利義務の特定

まず、会社分割の実行に際し必要となるのは、効力発生日を含むスケジュールや承継対象とする権利義務（以下、承継対象権利義務）の検討です。承継対象権利義務の具体的な内容には、

- ・資産
- ・負債（債務）

- ・従業員（雇用契約）
  - ・契約上の権利義務
  - ・知的財産権
- などが含まれます。

●事前協議・デューデリジェンス  
M & A や事業承継などの相手方が存在する取引では、具体的な承継対象権利義務を検討する前段階の作業として、承継対象事業に係る資産・負債の状況などを精査する、いわゆる「デューデリジェンス」と呼ばれる作業や、承継対象権利義務の内容についての交渉が行われることがあります。

会社分割の準備段階といえる事前協議や承継対象権利義務の特定は、会社分割のファースト・ステップ且つその成否を左右する重要な手続であり、時間的に十分な余裕をもって進めることが望ましいといえます。

●契約関係の精査  
前述のデューデリジェンスの一环として行われることが一般的で

図1 承継対象契約についての法務面の主なチェックポイント

- 会社分割の実行が、契約解除事由になっていないか
- 会社分割に際し相手方への通知 / 承諾を求める規定の有無
- 契約期間（自動更新条項の有無を含む）
- 担保権などの設定状況
- その他、影響を及ぼす可能性のある契約条項の有無など

※会社分割に伴い株主、役員、その他実質的な経営主体の変更などが行われる場合は、それらを想定した確認も必要となる

すが、承継対象権利義務に関係する契約書の精査も重要です。特に注意すべきなのは、会社分割を行う場合、それに先立って契約相手方に対し事前の通知が求められていたり、契約相手方の事前承諾を得ない会社分割の実行が契約解除事由となっていたりしている場合があることです。

図2 吸収分割契約または新設分割計画で定めるべき事項の概要

- 当事会社の情報（商号、住所など）
- 承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に関する事項
- 分割の対価に関する事項
- 新株予約権の処理方法
- 会社分割の効力発生日
- 分割型吸収分割（人的分割相当行為）をする場合は、その旨を記載
- 【新設分割の場合のみ】 設立する会社の定款記載事項、設立時役員などに関する事項

そのため、準備段階での承継対象権利義務の検討とあわせて、ビジネス上重要な契約を中心に、既存の契約内容を精査し、契約相手方に対する通知または承諾の要否を確認しておく必要があります。

また、契約期間や担保権の存在などが、状況次第では事業の円滑

な承継の障害になる場合もあります。したがって、これらの規定をあわせてチェックしたうえで、対応の要否を検討する必要もあります（図1）。

**分割契約の締結と分割計画の策定**

事前協議をもとに、

- ・吸収分割では「吸収分割契約書」
- ・新設分割では「新設分割計画書」

を策定します。記載事項は会社法において法定されているため、記載事項に遺漏が生じないように法令の規定を確認しつつ策定する必要があります（図2）。

**債権者保護手続  
株主・新株予約権者への通知**

●債権者保護手続  
会社分割により事業が別の会社に承継されることで、請求先が変わってしまう債権者が発生する場合があります。

こうした場合には、債権者を保護する趣旨で、会社分割をする旨や、会社分割に関する異議を一定の期間内に申し出ることができ旨などを公告することが求められています。

異議申述のための期間は、少なくとも一ヶ月を確保する必要があります。つまり、公告掲載日から効力発生日までの間は最低一ヶ月間空ける必要があります。

また、公告掲載とは別に、会社が把握している債権者（知れたる債権者）に対して、異議があれば申し出るよう個別に催告を行う必要もあります。

個別催告の方法は法定されていないため、郵送、Eメール、FAXなど、任意の方法で差し支えありません。ただし、後日の紛争を避けるため、特定記録郵便など記録が残る方法で送ることが望ましいといえます。

●ダブル公告による  
個別催告の省略  
官報に加えて、日刊紙または電

子公告にも公告を掲載する場合には、債権者に対する個別催告を省略することが認められています。

いわゆる「ダブル公告」などと呼ばれる方法ですが、例えば、取引先が多数存在する会社では、その全部に対して催告書を送付することで事務負担が重くなる場合があります。こうした会社では、ダブル公告による手続を検討することになります。

もつとも、ダブル公告により個別催告を省略する場合、予め会社の公告方法を官報から日刊紙、または電子公告に変更し、且つ公告掲載日までに公告方法の変更登記申請も完了させておく必要があります。

公告方法変更のための手続書類作成から登記申請までは、通常2週間ほどの準備期間を要しますので、スケジューリングには注意が必要です。

●株主・新株予約権者への通知  
会社分割に反対する株主や新株予約権者に対しては、一部の例外

守りと攻めでシニアを取り込め！

## 企業における

## ジェロントロジーの活用

シニアアクセス  
代表

上田 博司

URL <http://www.senior-access.com>E-mail [ueda@senior-access.com](mailto:ueda@senior-access.com)

## 第3回

「職場における安全対策」加齢に伴う身体変化と  
ヒヤリハット防止に向けた労働環境の構築について

若年層の労働力が減少していく中、法的支援や助成金による外的支援だけでなく、ジェロントロジーを活用した内的努力が、企業の人材確保や高齢者の活用につながることを前回紹介しました。総務省の調査では、高齢の就業者数は過去最多となり「働けるうちは働こう」という人が増えています。今回は、加齢による身体変化に加え、衛生管理者としての知見も踏まえて、労働環境の改善と安全についてお伝えします。

加齢から考察する  
安全対策とは

## ●加齢は若者にも訪れる

身体の加齢変化に応じた職場の安全対策は、全社員に対する健康と安全への配慮になります。

私が、これまで関わってきた企業は、高齢者をひとつの集団として安全対策を講じているところがとても多くみられました。

年齢は単なる数字であって、身体の変化はある年齢に達してから急に起きるわけではありません。若者も加齢とともに、徐々に身体が変化していくと捉え、個々の社

員のための対応策を考えていくことが重要です。

職場が加齢に対する理解と配慮を示すことで、社員一人ひとりが自身の身体的な変化にともなう職場における調整を受け入れやすくなります。これにより年齢や健康状態にかかわらず、すべての社員が大切にされて職場での包括的な改善や取り組みが促進されます。

先般、私のところに、某施設から「大手企業を定年退職したドライバーを雇っているが、顧客を迎える際の事故のリスクを危惧している。彼らを対象に研修ができるか」と相談がありました。

そこで、私は「高齢者への加齢アプローチだけでなくマイカー通勤をする若い職員も含めた、より多くの参加者を募ることで、交通安全についての対策を、施設全体で見つめ直す機会を提供してはどうでしょうか」と進言し、実際に、異なる年齢の参加者が加わったグループワークなども含めて、これまでとは違った気付きが研修を通じて得られました。

## 加齢と身体変化

加齢に伴う身体の変化には個人差があり、仕事に影響を及ぼす一般的な変化では、以下の5つが挙げられます。

「五感の変化」…加齢に伴い、五感（視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚）が低下する傾向があります。特に視覚や聴覚の低下は日常業務に影響をもたらします。嗅覚、味覚、触覚についても業種によって影響を与える可能性があります。

「筋力の低下」…年齢とともに筋肉量が減少し、筋力が低下する傾向があります。体力が低下することにより、身体を使う作業などが困難になることがあります。

「骨密度の低下」…加齢に伴い骨密度が低下し、骨折や骨粗鬆症のリスクが増加する可能性があります。

「関節の柔軟性の減少」…関節の柔軟性が低下し、関節の可動域が制限されることがあります。これにより、作業時の無理な姿勢から関節痛や腰痛などを引き起こす可能性があります。

「バランスの悪化」…年齢に伴い身体バランス感覚が低下し、転倒やけがのリスクが増加する可能性があります。

**加齢に伴う  
集中力と注意力の変化**

年齢と集中力の関係は複雑で様々な要因により、個人差がみられます。一般的に、若者は集中力が高く注意力が長続きしやすいのですが、年齢が上がるにつれて集

中力や注意力が衰え社会生活に影響が出てきます。その要因として認知機能の低下、注意散漫、忘却、身体的疲労、慢性疾患、ストレス、睡眠不足などが挙げられます。

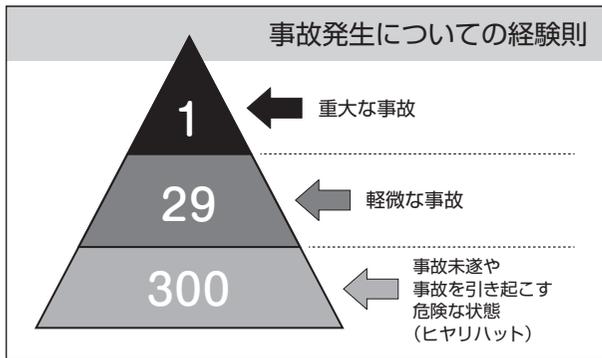
一方、年齢とともに経験や知識が蓄積され、それが集中力にプラスの影響を与えることもあり、また、適切なストレス管理や健康的な生活習慣、認知トレーニングなどを行うことで、高齢になっても集中力を維持・向上させることが可能です。

このように、年齢と集中力の関係は単純ではなく、個々の状況や取り組み方によって異なり、職場においても多くの対処方法があります。

**経験則としての  
ヒヤリハット**

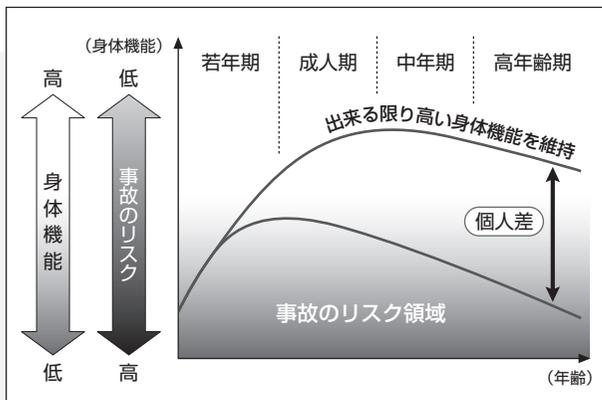
加齢に伴う身体変化を理解しつつ、労働環境を改善したり、ヒヤリハットの防止に努めたりすることは、企業にとって社員を労働災害から守り、安全かつ安心して長

図1 ハイシリッヒの法則とヒヤリハット



年にわたって働いてもらうための必須課題です。日々の業務においては、労働災害には至らずともヒヤリハットが発生することがあります。そこで、労働安全やリスク管理で使用される経験則として、事故の氷山モデルとして知られる「ハイシリッヒの法則」がよく使われます。これは、一つの重大事故の背後には29の軽微な事故、そして、そ

図2 身体機能の変化と職場における事故のリスク



の背景には300のヒヤリハットが存在するというもので、ハイシリッヒの法則は、労働災害には何かしらの予兆や原因が必ずあるという教訓を示しています(図1)。

●加齢とヒヤリハット  
加齢に伴う少しずつの身体変化も、徐々に事故につながるリスクとして表面化していくと考えられます。そうすると、ヒヤリハット、

# 営業せずに売上を伸ばす！

## 展示会 出展術

第8回

掲示ツールはこう制作する



原作／弓削 徹

製造業マーケティングコンサルタント

日本工業大学 技術経営研究科教授

URL [www.yugetoru.com](http://www.yugetoru.com)

E-mail [info@yugetoru.com](mailto:info@yugetoru.com)

マンガ／森元 智

展示会出展に成功している経営者と話していると、最終的に一致するのは「展示会はキャッチコピーで決まる」ということです。自社のウリをキャッチコピーとキービジュアルで表現し、来場者に見つけてもらうことが何より重要であり、そのためにはツールを従来のパネルサイズではなく、思い切ったサイズにして掲示しましょう。



## 中小企業経営研究会／ご注文書

お手数ですが、本ページをコピーしてご利用下さい。

----- ご注文内容 -----

中小企業経営研究会 行 FAX.03-6808-9678

貴社名

-----  
お届け先ご住所 〒

-----  
TEL:

FAX:

-----  
Eメール:

@

-----  
ご担当者（部署・お名前）

-----  
通信欄 配達日指定など

-----  
**最新号** 月刊 近代中小企業「KinChu」（付録小冊子付）

注冊数

「会社分割」を使った事業承継..... 2024年8月号 × ( )

■ 価 格：セット販売 1冊 2,450円(税+送料込)

本誌のみ 1冊 1,900円(税込)(+送料150円)

-----  
**最新号** 小冊子「速習」（付録小冊子のみ）

注冊数

2時間でわかる！マーケティングの基礎..... 2024年8月号 × ( )

■ 価 格：1冊 700円(定価500円+税)(+送料150円)

10冊以上ご注文の場合は1冊 550円(税込)、送料は無料です。

20冊以上ご注文の場合には割引有。

-----  
■ 発 送：原則注文受付後の翌営業日(平日)に発送。

■ 支払方法：銀行振込。商品発送時に請求書を同送いたします。

※その他、バックナンバーのご注文もお待ちしております。

※ご注文はメールでも承ります。kinchu@map-net.org までお申込ください。